

文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正により、衆議院議員と参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担額が引き上げられたことに伴い、文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年3月文京区条例第10号。）の公費負担の限度額の一部を改正する。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成六年三月文京区条例第十条 令和八年 月文京区条例第 号</p> <p>第一条から第五条まで （略）</p> <p style="text-align: center;">（ビラの作成の公費負担）</p> <p>第六条 候補者（文京区長の選挙の場合に限る。）は、<u>八円三十八銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第百四十二条第一項第六号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。</p> <p>第七条 （略）</p>	<p>○文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成六年三月文京区条例第十号</p> <p>第一条から第五条まで （略）</p> <p style="text-align: center;">（ビラの作成の公費負担）</p> <p>第六条 候補者（文京区長の選挙の場合に限る。）は、<u>七円七十三銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第百四十二条第一項第六号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。</p> <p>第七条 （略）</p>

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第八条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価

(当該作成単価が八円三十八銭を超える場合には、八円三十八銭)に当該ビラの作成枚数

(当該候補者を通じて法第一百四十二条第一項第六号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第六条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

第九条及び第十条 (略)

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第十一条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスター一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、五百八十六円八十八銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第八条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価

(当該作成単価が七円七十三銭を超える場合には、七円七十三銭)に当該ビラの作成枚数

(当該候補者を通じて法第一百四十二条第一項第六号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第六条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

第九条及び第十条 (略)

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第十一条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスター一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、五百四十一円三十一銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委

員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第九条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

第十二条 (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される文京区議会議員及び文京区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された文京区議会議員及び文京区長の選挙については、なお従前の例による。

員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第九条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

第十二条 (略)